# 5 年金・手当等

# 1 年金・手当等の一覧

療育手帳			年金・手当	月額	支給対象者	申 請 先
A (	В	(1)	障害基礎年金 (国民年金)	手当額 1級 82,812円 【82,562円】 2級 66,250円 【66,050円】 【1)内は68歳以上の者の額	主な制限等 ・20歳以上の国民年金加入者が対象 ・子供の加算有り ・障害者施設入所中受給可	戸籍住民課国民年金係 市役所 1 階 ☎65-4143 帯広年金事務所 ☎21-1511 (音声案内1→2)
0	△ (中度)	(2)	特別児童扶養 手当	1級 53,700円 2級 35,760円	・保護者に支給 ・所得制限有り ・障害児福祉手当と の併給可	子育て支援課 保健福祉センター <b>☎</b> 25-9700
△ (最重度)	×	(3)	障害児福祉手当	15, 220円	・20歳未満の最重度 障害児に支給 ・所得制限有り ・施設入所者は受給不可	障害福祉課
△ (最重度)	×	(4)	特別障害者手当	27, 980円	<ul><li>・20歳以上に支給</li><li>・在宅していること</li><li>・障害の重度重複</li><li>・年金との併給可</li><li>・所得制限あり</li></ul>	市役所1階 <b>☎</b> 65-4147
(障害年金 1級程度が該当)		(5)	児童扶養手当	第1子 10,410円~ 44,140円 第2子 5,210円~ 10,420円 第3子以降 (1人あたり) 3,130円~ 6,250円	・配偶者が一定の障害 の状態にあり、18歳 未満に達する年度末 日までの間の児童、 または20歳未満で一 定の障害状態にある 児童を養育する母又 は父等 ・所得制限あり	こども課 市役所 3 階 <b>☎</b> 65-4160
0	0	(6)	扶養共済制度	一口加入者 20,000円 二口加入者 40,000円	・保護者が加入 ・保護者の死亡、重度 障害時に心身障害者(児) に支給	十勝総合振興局 社会福祉課 <b>番</b> 26-9079

<sup>※</sup> 手当額等は、法改正により金額が変わる場合があります。

# 2 年金・手当等の詳細

### (1) 国民年金の障害基礎年金

年金等級		年 額 (+子の加算)	月額	支 給 月
		【】内は68歳以上の者の額	【】内は68歳以上の者の額	文 桁 万
1	1 級	993, 750 円	82,812 円	
1		【990,750 円】	【82,562 円】	2 · 4 · 6 · 8 · 1 0 · 1 2月
	0 17	795,000 円	66, 250 円	(各2カ月分を支給)
2 級	【792,600 円】	【66,050 円】		

20歳以上になると「国民年金の障害基礎年金」の支給対象となります。			
1. 支給対象者	20歳以上65歳未満		
2. 対象範囲 (手帳での目安)	<ul> <li>(1) 1級は、おおむね療育手帳A(おおむねIQ35以下が対象)</li> <li>(2) 2級は、おおむね療育手帳Bのうち中度(おおむねIQ50以下が対象)</li> <li>(3) 上記以外でも、身体障害などが重複するときは、IQ50以上でも該当することがあります。</li> <li>※ 上記の療育手帳の判定区分、IQについては、あくまでも目安であり、医師の診断書等をもとに日本年金機構にて審査され、結果が決定されます。</li> </ul>		
3. 子供の加算	受給権発生時に18歳(障害のある子の場合は20歳)未満の子供がいる場合は 加算の対象となります。		
4. 保険料の 納付要件	20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。※詳細はお問い合わせください。		
5. 所得制限	本人の所得制限があります。		
6. その他	障害者施設入所中も年金は受給できます。		
7. 請求の手順	<ul><li>① 戸籍住民課国民年金係または帯広年金事務所に相談します。</li><li>② 相談窓口で手続きに必要な書類等を確認し、診断書用紙等を受け取ります。</li><li>③ 専門医師の診察を受け、診断書を作成してもらいます。</li><li>④ 診断書とその他必要書類をそろえ、相談窓口まで持参し、請求します。</li></ul>		
8. 申請先問合先	(市) 戸籍住民課 国民年金係 ~ 市役所1階 ☎65-4143 帯広年金事務所~西1条南1丁目 ☎21-1511(音声案内1⇒2)		

## (2) 特別児童扶養手当

手当等級	年 額 (対象児童1人の場合)	月額	支 給 月
1 級	644, 400 円	53,700 円	4月・8月・11月
2 級	429, 120 円	35,760 円	(各4ケ月分を支給)

20歳未満の知的	20歳未満の知的障害のある児童を養育している保護者(父または母など)に支給されます。			
1. 児童の年齢	20歳未満			
2. 対象範囲	障害のため、日常生活に支障がある児童の保護者が受給できます。			
3. 保護者	児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育する者			
4. 障害の発生	20歳になる前に障害の発生(初診日)があること。 (20歳以上の者は、国民年金の障害基礎年金が対象)			
5. 診断書	この手当の申請には、診断書が必要です。 ただし、療育手帳がA判定で、最新の判定日より2年以内の方は、診断書が省略 できます			
6. 制 限	(1)受給者(保護者)や扶養義務者等の所得制限があります。 (2)児童が福祉施設に入所している場合は受給できません。			
7. その他	最重度障害の場合、障害児福祉手当も受給できることがあります。			
8. 持参するもの	<ol> <li>戸籍謄本</li> <li>診断書</li> <li>振込先口座(申請者名義の通帳)</li> <li>個人番号(マイナンバー)のわかるもの</li> <li>身分証明</li> </ol>			
9. 申請先	(市)子育て支援課 ~ 東8条南13丁目1保健福祉センター 1階 25-9700			

## (3) 障害児福祉手当

支給月額	15, 220 円	支給月	2・5・8・11月 (各3カ月を支給)
------	-----------	-----	------------------------

最重度の障害のある児童が受給できます。		
1. 児童の年齢	20歳未満	
2. 対象範囲	次のいずれかに該当する児童 (1) 最重度 (おおむね I Q 2 0 以下) (2) 重度(おおむね I Q 3 5 以下)のと診断され、 他に重度の身体障害(身体障害者手帳 1 ~ 2 級)がある場合 ※療育手帳の障害程度のみでは、認定されません。 診断書に基づき認定審査を行います。	
3. 制 限	福祉施設に入所中は対象となりません。 本人や扶養義務者の所得によって所得制限があります。	
(1) 診断書 (所定の様式) (2) 療育手帳 (3) 特別児童扶養手当決定通知書 (1級の通知書) (4) 振込先口座 (本人のもの) (5) 所得証明書 (転入前の市町村の証明) ~次の場合 ア 1月1日以後、帯広市に転入し申請する場合 イ 障害児を扶養する方が、帯広市以外に住んでいる場合 (6) 個人番号 (マイナンバー) のわかるもの		
5. 申請先	(市)障害福祉課 ~ 市役所1階 2365-4147	

### (4) 特別障害者手当

士公日姫	27, 980 円	士公日	2・5・8・11 月
支給月額	21,960 円	支 給 月	(各3カ月分を支給)

重度の障害が重複している方が受給できます。			
1. 対象年齢	20歳以上		
2. 条 件	在宅であること		
3. 対象範囲	次のいずれかに該当する方  (1) おおむね I Q 2 0 以下であること。 日常生活では、かなりの介助を必要とする方。 (食事、衣服の着脱、簡単な買物、会話ができない状態等)  (2) おおむね I Q 3 5 以下で、他に重度の身体障害があり、かなりの介助を必要とする方など。 ※療育手帳の障害程度のみでは、認定されません。 診断書に基づき認定審査を行います。		
4. 制 限	<ul><li>(1)入院中、又は福祉施設に入所した場合は、対象となりません</li><li>(2)受給中に3ケ月以上入院すると受給できません</li><li>(3)受給者本人及び配偶者、又は障害者を扶養している扶養義務者の所得によって所得制限があります</li></ul>		
5. その他	障害年金や老齢年金などとの併給ができます		
6. 持参するもの	<ul> <li>① 診断書(所定の様式)</li> <li>② 療育手帳</li> <li>③ 年金証書</li> <li>④ 年金支払通知書(年1回のハガキ)</li> <li>⑤ 所得証明書(転入前の市町村の証明)~次の場合ア 1月1日以後、帯広市に転入し、新規に申請する場合イ障害者を扶養する方が、帯広市以外に住んでいる場合</li> <li>⑥ 振込先口座(本人のもの)</li> <li>⑦ 個人番号(マイナンバー)のわかるもの</li> </ul>		
7. 申請先	(市)障害福祉課 ~ 市役所1階 ☎65−4147		

### (5) 児童扶養手当

父または母、もしくは両方が重度の知的障害者となった場合、その配偶者が児童扶養手当を受けられる場合があります。

れる場合があります。		
1. 対 象 者	父または母、もしくは両方が重度の障害(障害年金1級程度)のある人	
2.児童の条件	<ul><li>・18歳に達する年度の末日までの間の児童</li><li>・又は、20歳未満で一定の障害の状態にある児童(特別児童扶養手当対象児童)</li></ul>	
3. 手当が受けられ ない場合	・受給者や扶養義務者等の所得が所得制限額以上ある場合 ・受給者が受けている年金(老齢・障害年金など)が一定以上の場合など	
4. 申 請 先	(市)こども課 ~ 市役所3階 2565-4160	

# (6) 扶養共済制度(心身障害者扶養共済制度)

保護者に万一の	保護者に万一のことがあったときに、残された障害者が終身一定額の年金を受け取ることができます。			
1. 制度の内容	保護者が死亡した場合、または重度の障害者となったとき、心身障害者(児)に 一生涯、毎月年金が支給されます。(国民年金などとは違います。)			
2. 対象となる 心身障害者	(1) 知的障害者(児) 療育手帳 A・B (2) 上記と同程度の障害(所定の診断書が必要です) 例:精神病・自閉症など			
3. 加入可能者	心身障害者(児)の保護者(父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族)			
4. 加入の条件	(1) 道内に住所があること。(2) 4月1日現在、65歳未満であること。 (3) 特別の疾病、または障害がなく生命保険に加入できる健康状態であること。			
5.掛 口 数 掛 金	2 口目まで加入できます。掛け金は、加入時の年齢により固定されます。 掛け金 35歳未満 9,300円 50~55歳未満 18,800円 35~40歳未満 11,400円 55~60歳未満 20,700円 40~45歳未満 14,300円 60~65歳未満 23,300円 45~50歳未満 17,300円			
6. 掛金の免除 (減 免 )	<ul> <li>○1口目、2口目とも、それぞれ加入(付加)後、継続して20年以上、かつ65歳以上に達した方は、その後の掛金が全額免除となります。</li> <li>その他(1)生活保護を受けている世帯 1口目のみ全額免除(2)市民税が課税されていない世帯 "5割減免(3)市民税の所得割が課税されていない世帯 "3割減免</li> </ul>			
7.年金の 支給額等	加入者(保護者)が死亡、または重度障害となったその月分から支給開始 (毎月15日) (1)1口加入 月額20,000円(年額24万円) (2)2口加入 月額40,000円(年額48万円)			
8.そ の 他	・        ・        ・        ・			
9. 持参するもの	① 療育手帳 ② 住民票(世帯全員のもの) ③ 印鑑			
10. 申 請 先	十勝総合振興局 社会福祉課 2326-9079			